

災害には色々なものが有り、現時点で想定出来ないものが有るかもしれないが、近い将来発生する可能性が高い大地震に対しての活動計画を中心に纏める。

震度5強以上の地震が発生した場合には、団地住民の安否確認とその後の生活を補助するため、自治会が中心となって活動することが重要である。自治会常任委員が実施すべきことを記載しているが、常任委員だけの義務行動ではなく、住民の皆さんに協力もお願いします。

## 1. 大地震発生時

### ①常任委員自身の安全確認

まずは自分と家族の安全を確保することを最優先とする。②はその後の対応とする。

被害が大きいようなら分電盤を切っておく

### ②自分が住んでいる棟の棟・階・階段の状況を確認。マグネットカード張出しも見られる範囲で確認

大きな被害が出ていないか、見渡す。（震災対策本部に報告する為）

### ③集会所に立上げられた震災対策本部に行き、自分が住んでいる棟の状況を報告する

### ④自分と家族に余裕が有る場合は、震災対策本部の指示に従って行動する。

## 2. 震災対策本部の立上げ

### ①会長、防災防犯部部長、副会長、事務局長、防災防犯部員は、1 ①②対応後なわとび広場に集合し、集会所の倉庫3等から机等を運び出し、震災対策本部を立上げる。（倉庫1の集会所机の使用にはJSとの協議が必要）

会長、防災防犯部部長、副会長、事務局長、防災防犯部員が不在の場合は、常任委員が代行する。

集会所倉庫3 玄関・倉庫の鍵・倉庫キャビネットの鍵については会長宅

( ) キーボックスにて保管 番号 ( )

雨天や積雪の場合もあり集会所内のロビーに本部を設けることが望ましい。

(JSにヒアリングし、非常時の集会所の使用は了承されたが、各部屋は施錠されている)

・賃貸棟「緊急連絡員」がご自宅にいたら、緊急時には集会所の全ての部屋の鍵を貸し出し  
ていただく。緊急連絡員については、賃貸地区各棟の掲示板に連絡先掲示。

・常任委員であることが分かるように、赤色のベストを着る。

②震災対策本部の立ち上げは、震度 5 強以上の地震が発生した場合及び、会長、防災防犯部部长、副会長、事務局長、防災防犯部員、代行常任委員が必要と認めた場合とする。

③倉庫キャビネット内に保管されている「安否確認票」と「要援護者名簿」を出す。

④その場にいる委員・住民で役割分担を決める。

本部、MRT（メゾンレスキューチーム）、救護班などに分かれて活動。

とりあえずMRTを5人1グループが望ましいが足りなければ2人グループで編成し、最優先で出動。安否確認を行う。

まずは要援護者、マグネットカード未張出者、マグネットカードSOS張出者の安否確認を優先、確認できていない棟を優先。

分担する棟や階段は常任委員の住んでいる場所が望ましいがその時に行ける人で対応する。

要救助者について、必要な場合には避難所に搬送する。

⑤安否報告（無事またはSOS、未張出）をまとめる。

⑥落ち着いたら手の空いた者で全戸の安否確認を行う。

あわせて建物の被害状況を手分けして確認する。耐震性がどうかまでの判断は不要・どこが壊れているか程度のメモを作る

⑦周知すべき情報などを集会所ロビー内に掲示する。

⑧けが人は、軽症者は集会所で応急処置のうえ、帰宅してもらう。重傷者は救急車を呼ぶか、直接近くの病院に運ぶ。

・落ち着いたら住民の皆さんに帰宅してもらうが、集会所しか居場所がない人（帰宅困難者）は集会所で待機してもらう。布団や水・食料などは自宅から持参してもらう。

\*帰宅困難者とは、①けが人②介護が必要だが介護者が不在の人③保護者が帰宅困難な小学生④家具の転倒などで帰れない人⑤いざという時に避難に時間が掛かる人（高齢者、歩行が困難な方）⑥帰れるが1人暮らしなどで不安な人・・・など。

\*スペースには限りがあるので、できるだけ知り合いの家に身を寄せていただく。

先着順で入れていくのではなく、一旦広場で待機してもらい、優先順位を付けてから入ってもらう。（けが人は最優先で収容）。

⑨非常事態が落ち着いた時点で震災対策本部を閉じること。

### 3. MRT（メゾン・レスキュー・チーム）の活動

要救助者の確認・救助を行う。

未確認の号室及び安否確認票により確認すべき号室（要援護者、何もマグネットカード張出がない場所、及びマグネットカードSOS張出等）について、必要に応じトランシーバーを活用し確認作業を実施する。構成メンバーは常任委員に限らず、協力者を確保して活動を実施するが、要

援護者情報の扱いに留意すること。

MRT セット（赤ベスト、ヘルメット、トランシーバー、グローブ、ヘッドライト）を着装、必要に応じて救助資機材（バール、レスキューシート等）も活用する。

要救助者を搬送後、必要に応じて応急措置を実施。（三角巾等）

#### 4. 震災時の決め事

##### ・基本的に自宅待機

集会所は 600 を超す世帯に対して非常に狭い為、避難出来るのは自宅でガラスが飛散して居る場所が無い等やむを得ない世帯に限定する。伝染病やプライバシーの問題がある為、2 階の集会室に 8 世帯程度、和室に 1 世帯などが限度である。自治会の指示に従ってもらう

##### ・自宅待機の要援護者への対応

要援護者名簿の備考欄に、特に配慮が必要な方の記載が有る。歩行が困難な方には補助に向かう、持病がある方には薬を手元に置かせるなど、対応方法を前もって考えておく必要が有る。安否確認の点呼の際に状況を聞いておくこと。民生委員との情報交換を行う。

##### ・ごみ捨て場の区画をする

地震で壊れたものが大量に捨てられることが懸念されるが、ゴミ回収がしばらく停止すると思われるので、くじら公園等に仮置きする必要が有る。自治会で決定し、従ってもらう。

##### ・集会所の倉庫の貯蔵品

自治会では食料・水・マスク・簡易トイレなどは、要援護者向けのもの以外は保持していない。基本的に各自で準備保管しておくべきことを平常時から周知する。

#### 5. 日頃の備え

##### ・MGCRS 合同防災訓練

震災対策本部の立上げや点呼は、本計画に記載の手順で行い、その際に気が付いたこと等で計画を改善してゆくこと。

震災時に何が起こるか想定しながら訓練に参加してください。電気が使えない、電話が通じない等、普段と違う状況になる可能性が有ります。「パソコンを使わない」「携帯電話で連絡を取らない」等の厳しい状況を仮定してみて、どう行動するかを考えてみてください。

##### ・集会所の資機材を活用し、1年に1回程度機器取り扱い訓練を実施する。

##### ・防災の啓発

・住民の皆さんには、どなたでも救助活動に参加していただけるよう、日頃から救助活動や安否確認の流れについても知っておいていただくことが必要。（実際には、過去の常任委員経験者が頼りになるのではないかとと思われる。）

・共助意識、在宅避難の促進のため防災イベント・ふじのき通信等により啓発を継続して行う。

・のぼり旗をなわとび広場等に掲示し、注意を喚起する。

以上